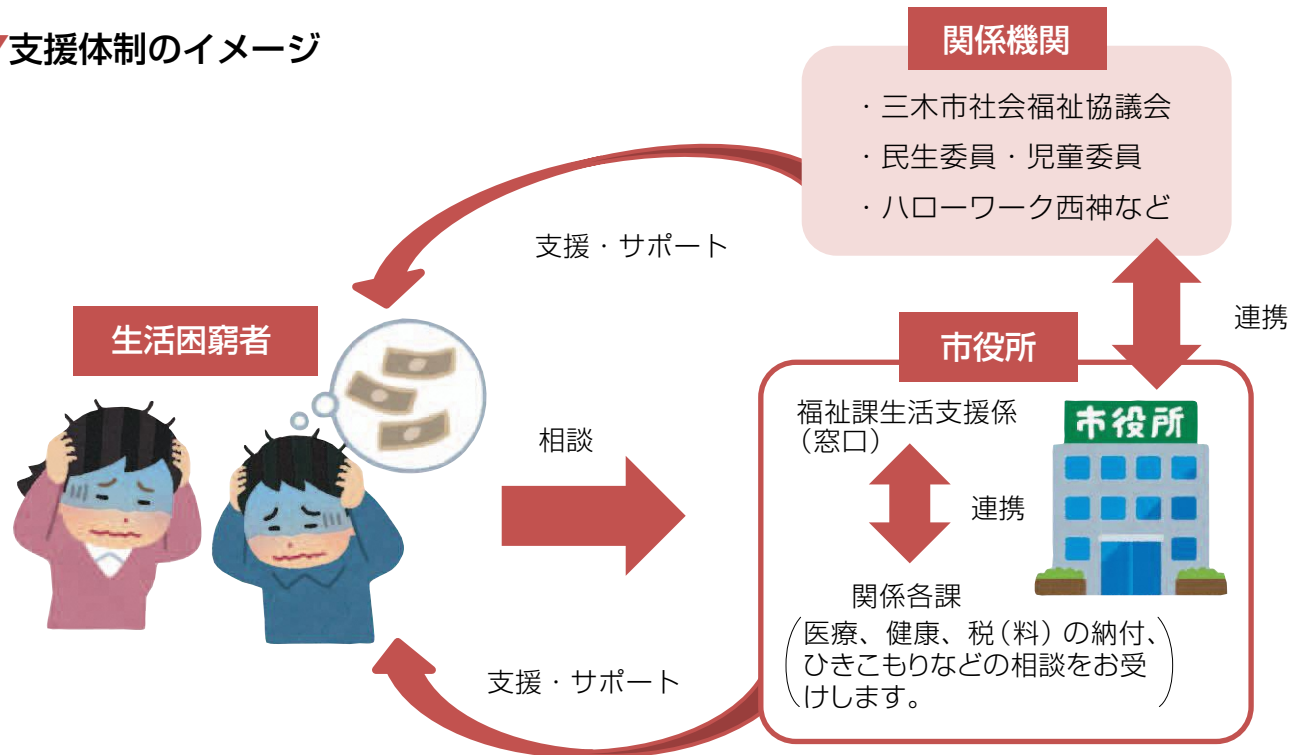


▼支援体制のイメージ



▼生活困窮者自立支援法に基づく支援の内容

自立相談支援事業

相談員3名を配置し、関係各課や機関と連携して、生活困窮者の相談に応じています。本人の状況や意思を確認し、包括的な相談支援体制をつくっています。



住居確保給付金の支給

離職などにより住居を失った方や失う恐れが高い方には、就労に向けた活動をする条件に一定期間において家賃相当額を支給しています(支給には条件があります)。



就労支援事業

ハローワーク等と連携した就労支援のほか、各個人の適性や希望にあった仕事探しを支援します。

就労準備支援事業

「離職から時間が経過している」「仕事をする自信がない」など、すぐに仕事をするのが難しい方に、日常生活や社会生活の建て直し支援、企業での就労体験などを提供します。



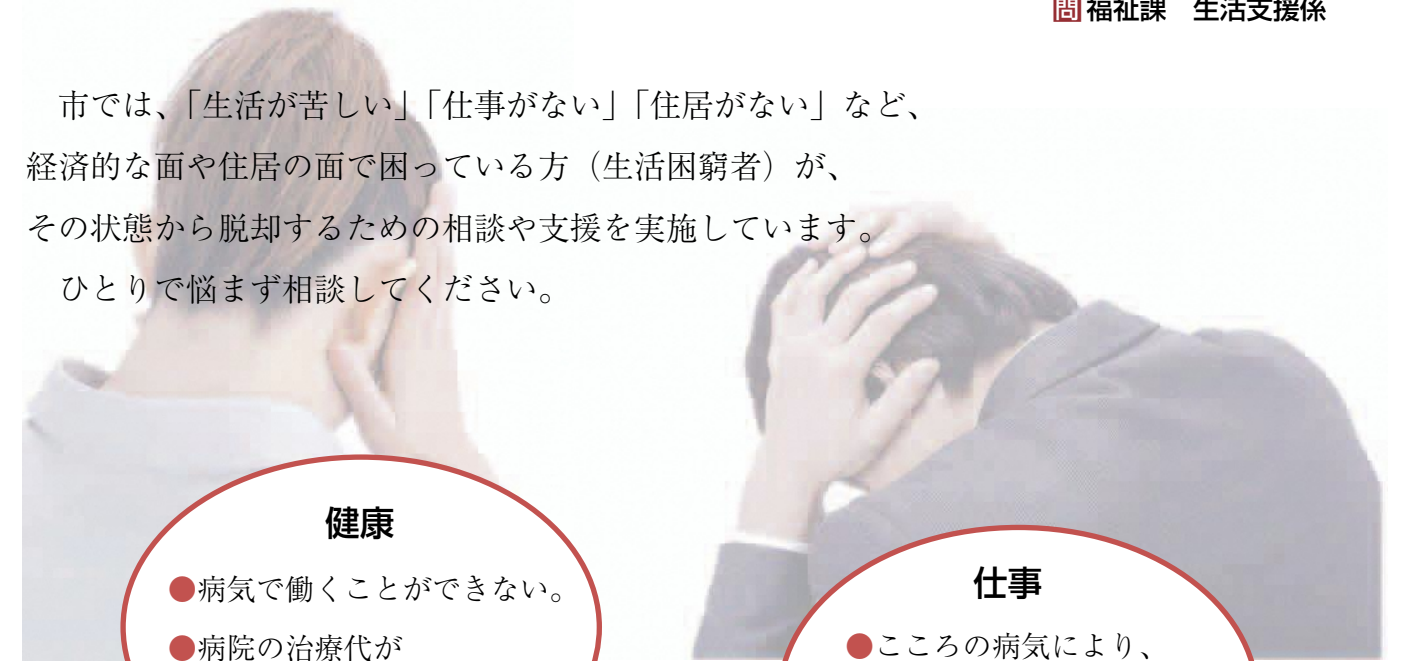
一時生活支援事業

住居のない方で所得が一定基準以下の方に、一定期間において宿泊場所や衣食の供与などを行います。

# 「生活のこと」「仕事のこと」など お困りごとで悩んでいませんか？

問 福祉課 生活支援係

市では、「生活が苦しい」「仕事がない」「住居がない」など、経済的な面や住居の面で困っている方(生活困窮者)が、その状態から脱却するための相談や支援を実施しています。ひとりで悩まず相談してください。



健康

- 病気で働くことができない。
- 病院の治療代が高くて払えない。

仕事

- ころの病気により、働きたいが自信がない。
- リストラにあって仕事がなくなった。

家族

- 家族の問題で仕事に就けない。
- 子どもがひきこもっている。

生活

- 収入が少なく、生活が苦しい。
- 公共料金や保険料が払えない。

●相談窓口

窓口 市役所3階 福祉課生活支援係  
電話 ☎89-2332  
平日：午前8時30分～午後5時

相談無料・  
秘密厳守



●福祉コンシェルジュを配置

福祉部門(生活支援、高齢者福祉、障がい者福祉など)に関して、来庁した方の相談をお受けし、適切な制度・サービスにつなぐなど利用しやすい窓口環境を整えています。

